

# 第1部 大阪歯科大学と立命館大学との包括連携の取組みについて

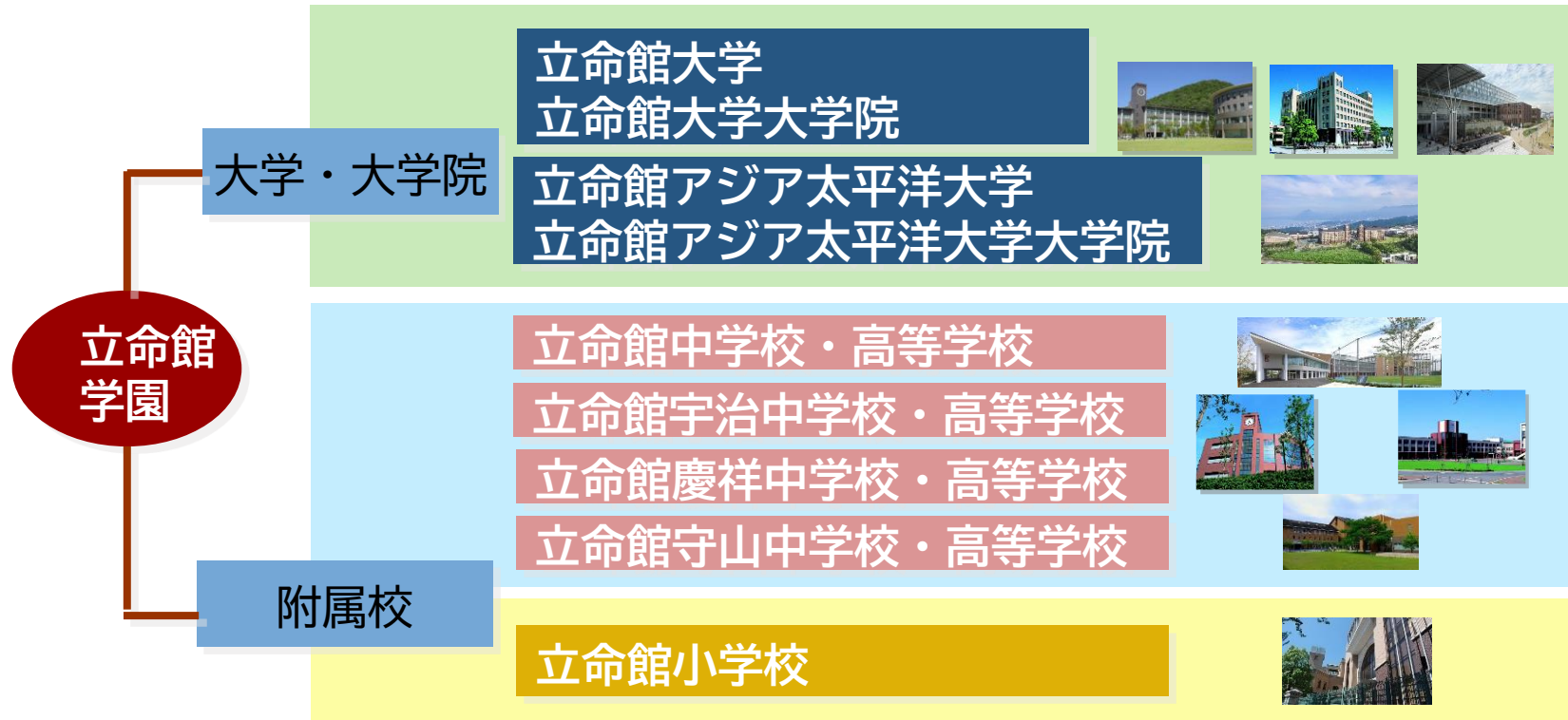
「大阪歯科大学/立命館大学 口腔・リハビリテーション・栄養 コンソーシアム」発足に向けて

2023年10月27日（金）

立命館大学医療介護経営研究センター長  
立命館大学大学院経営管理研究科長・教授  
肥塚 浩

# 立命館のご紹介〈1〉

立命館学園の構成：2大学・5附属校からなる総合学園



# 立命館のご紹介 〈2〉

## 立命館の学生・院生・附属校生徒児童数

2023年5月現在

合計51,033人

附属小学校・中学校・高等学校  
7,368

立命館アジア太平洋大学大学院  
240

立命館アジア太平洋大学  
5,556

立命館大学大学院  
3,867

立命館大学  
34,002



# 立命館大学医療介護経営研究センターについて

## 経緯

2009年4月～2019年3月 立命館大学医療経営研究センター

2019年4月～現在に至る 立命館大学医療介護経営研究センター

## 研究センターが向き合う諸環境

現在の超少子高齢社会のもと、医療機関は、法人としての経済合理性、患者個人の尊厳の問題、一層の公共性が社会から問われており、患者や政府・自治体、医薬品産業などの利害関係者と関わる医療機関における「医療経営」の必要性がクローズ・アップされています。また、経営領域はメディカルからヘルスケアに拡大し、再生医療をはじめとする生命科学・医薬分野の進展への対処など、経営上の課題がますます重要になっています。

また、85歳以上の高齢者は2035年には1,000万人を超え、2040年には団塊の世代が90歳以上になります。こうした中、地域包括ケアシステムの構築は依然として重要な課題となっています。介護施設や訪問介護などを運営する医療法人、社会福祉法人、民間営利企業などは、それぞれに経営上の課題が重要になっています。

## 研究センターの研究分野

地域医療構想における病院のあり方研究

介護分野における生産性向上研究

ヘルスケアイノベーション研究

## 大阪歯科大学と立命館大学との学術交流協定締結までの経緯

- 公益社団法人大阪老人介護保健施設協会と立命館大学医療経営研究センター（現医療介護経営研究センター）との包括連携協定締結（2017年12月22日）
- 学校法人大阪歯科大学と大阪老人介護保健施設協会との連携協定締結（2018年6月28日）
- 大阪歯科大学/立命館大学/公益社団法人大阪介護老人保健施設共催「医療介護連携学際フォーラム：地域包括ケアと歯科医療介護連携～口腔ケアから見る介護予防とは～」（2020年2月23日）
- 公益社団法人大阪介護老人保健施設協会・立命館大学医療介護経営研究センター共催「介護を支える地域の力と介護経営」講演会（2023年3月16日）
- 大阪歯科大学と立命館大学との学術交流協定締結（2023年8月7日）

# 大阪歯科大学と立命館大学との学術交流協定について

大阪歯科大学と立命館大学は、双方の研究・教育に関する交流を深めるため、互いに協力することに合意する。

協力の領域は、上に挙げた諸目的を達成するために望ましくかつ実現可能なものとし、いずれかの大学で提供されているあらゆる研究・教育活動を含むものとする。ただし、いずれの研究・教育活動も、利用可能な資金があることを必要とする。当該の研究・教育活動には、次に挙げるものを含むことができる。

- a. 教員・研究者の交流
- b. 学生の交流
- c. 共同の研究プロジェクト
- d. 次世代の医療及び介護に係る製品開発に関する共同研究
- e. 共同研究会
- f. 共同の文化活動

# 大阪歯科大学/立命館大学 口腔・リハビリテーション・栄養コンソーシアムについて〈1〉

(目的)

第2条 コンソーシアムは、次の各号に対応する共同研究等を立ち上げ、社会課題の解決を目指した社会実装の実現を目的とする。

- (1) フレイル予防の促進
- (2) 口腔・リハビリテーション・栄養によるQOLの向上

(事業)

第3条 コンソーシアムは、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 共同研究の推進
- (2) 研究開発および研究成果の社会実装
- (3) 若手研究者・大学院生ならびに社会実装人材の育成・輩出
- (4) 講演会・セミナー等の開催
- (5) その他コンソーシアムの目的達成に必要な事業

# 大阪歯科大学/立命館大学 口腔・リハビリテーション・栄養コンソーシアム について〈2〉

## （会員）

第4条 コンソーシアムは、この会の主旨に賛同する次の会員をもって組織する。

- （1）幹事会員（コンソーシアムを主体的に運営する責めを負う大学・研究機関、企業等の法人および個人事業主等）
- （2）一般会員（大学・研究機関、企業等の法人および個人事業主等）
- （3）賛助会員（コンソーシアムの趣旨に賛同する自治体等の公的な法人、非営利団体ならびに当該の法人に所属する個人等）

## （会員の権利）

第5条 一般会員は次の権利を有する。

- （1）本事業に参加する権利
  - （2）第15条に定める総会に参加し、議決権を行使する権利。なお、議決権は、それぞれ1とする。
2. 賛助会員は、総会にオブザーバーとして参加することができ、また、本事業に協力および支援を行うことができる。

## （年会費）

第6条 会員の年会費は、次のとおりとする。

- （1）幹事会員は100,000円とする。
- （2）幹事会員以外の一般会員は30,000円とする。
- （3）賛助会員については年会費を免除する。